

(別添 2 - 1)

学 則

①商号又は名称	株式会社ゴーイング
②研修事業の名称	株式会社ゴーイング グッドライフ介護スクール 介護職員初任者研修
③研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修
④研修課程及び 学習形式	介護職員初任者研修課程 ・通信形式（通学学習実施計画書（別添 2-10）を参照。）
⑤事業者指定番号	240
⑥開講の目的	超高齢社会に突入し高齢者が増えていく中、介護の基盤となる基本的な知識と技術の必要性を理解した人材を育成し、介護業界に寄与することを目的とする。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	講義：大阪市平野区長吉長原西1-4-15 2階A教室 大阪市平野区長吉長原西1-4-15 3階B教室 大阪市平野区長吉長原西1-4-15 3階C教室 演習：大阪市平野区長吉長原西1-4-15 2階A教室 大阪市平野区長吉長原西1-4-15 3階B教室 大阪市平野区長吉長原西1-4-15 3階C教室
⑧実習施設	実施しない
⑨講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表（別添 2 - 3）を参照。
⑩使用テキスト	「介護職員初任者研修テキスト」 ・介護のしごとの基礎 「介護職員初任者研修テキスト」 ・自立に向けた介護の実際 中央法規出版発行
⑪シラバス	シラバス（別添 2 - 2）を参照。
⑫受講資格	・通信（有料）コース： 介護に関心があり、一定のコース開講期間に受講可能な方。
⑬広告の方法	新聞折り込みチラシ、ダイレクトメール、はがき、自社のホームページなどで行う。
⑭情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス： http://goodlife-kaigo.jp

<p>⑮受講手続き及び本人確認の方法 (応募者多数の場合の対応方法を含む)</p>	<p>・通信(有料コース): 受講申込書に必要事項を記入し、郵送、FAX、事務所持参にて申込むこと。 ※先着順に受付し、定員に達し次第、受付を終了する。 受講申込みの受付にあたり、以下のいずれかで本人確認を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 戸籍謄本・戸籍抄本・住民票の提出 (2) 住民基本台帳カードの提示 (3) 在留カード等の提示 (4) 運転免許証の提示 (5) パスポートの提示 (6) 健康保険証の提示 <p>※受講者が8名未満の場合は開講を中止することがある。</p>
<p>⑯受講料及び受講料支払方法</p>	<p>・通信(有料コース): 受講料: 59,800円 (テキスト代5,400円(消費税含む)) ※在校生、卒業生のご紹介の方 受講料: 57,800円(テキスト代5,400円(消費税含む))</p> <p>規定期日までに下記口座に振り込むこと。 りそな銀行 長吉支店 普通 0336853 (株) ゴーイング</p>
<p>⑰解約条件及び返金の有無</p>	<p>・通信(有料コース): 開講日までの受講生からのキャンセルがあった場合は、テキスト代(5,400円(消費税含む))と事務手数料として1万円を除き残りの金額を返金する。 開講後1週間以内の解約の場合、テキスト代(5,400円(消費税含む))と事務手数料として1万円を除き残りの金額を返金する。 開講後1週間を過ぎて解約した場合は受講料の返金はしない。 ※受講生からのキャンセル・解約の場合、返金にかかる手数料は受講生負担となる。</p> <p>※弊社からのキャンセル 応募者が8名に満たなかった場合。この場合は、支払った受講料全額を返金する。</p>
<p>⑱受講者の個人情報取扱</p>	<p>個人情報保護規程策定の有無 (有) 無 受講者の個人情報について、パンフレット等の郵送やご連絡、受講管理業務などのためのみに使用し、適正な管理を行うとともに、外部へ情報流出しないように厳重に管理し、第三者に提供することは一切ない。 なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。</p>

<p>⑱ 研修修了の認定方法</p>	<p>認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。 研修の修了年限：8ヶ月 修了評価方法：(別添2-9)を参照。 修了評価筆記試験不合格時の取扱い： 担当講師による補習のうえ、再試験を実施する。 (補習費用：2,000円、再評価費用：1,000円) ただし、再評価の試験の回数は最大3回までとする。 したがって、最終試験の結果、不合格となった者は未修了扱いとなるため注意すること。</p>
<p>⑳ 補講の方法及び取扱</p>	<p>補講の方法 振替補講又は個別対応で実施する。 振替補講：当校他月開講クラスに空席がある場合のみ可。(無料) 個別対応補講費用：1時間あたり3,000円 開校日より8ヶ月以内に終了すること。</p>
<p>㉑ 科目免除の取扱</p>	<p>・通信(有料コース)： 大阪府介護職員初任者研修実施要領の規定に従って科目免除を行う(免除要件の確認書類の提出が必要)。免除を希望する教科の受講は不要だが、受講料の減免はない。</p>
<p>㉒ 受講中の事故等についての対応</p>	<p>受講者の事故については、応急処置のみ対応し、損害賠償事故については保険会社などと損害賠償保険等の契約を結び対応する。 したがって保険料の受講者負担は生じない。 但し、本人の故意、重大な過失による事故は本人の責任とする。</p>
<p>㉓ 研修責任者名、所属名及び役職</p>	<p>氏名：沖本 仁志 所属名：教育事業部</p>
<p>㉔ 課程編成責任者名、所属名及び役職</p>	<p>氏名：渡邊 ナオミ 所属名：教育事業部</p>
<p>㉕ 苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先</p>	<p>氏名：沖本 仁志 所属名：教育事業部 連絡先：06-7777-0987</p>
<p>㉖ 研修事務担当者名、所属名及び連絡先</p>	<p>氏名：渡邊 ナオミ 所属名：教育事業部 連絡先：06-7777-0987</p>
<p>㉗ 情報開示責任者名、所属名、役職及び連絡先</p>	<p>氏名：沖本 仁志 所属名：教育事業部 連絡先：06-7777-0987</p>
<p>㉘ 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い</p>	<p>「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：1,000円</p>

<p>㊟ その他必要な事項</p>	<p>授業開始前の出席確認時点で出席が確認できなかった場合は遅参扱いとし欠席とする。その際、当事業所が設定する日程において補習を受けなければならない。</p> <p>退校処分の取り扱い</p> <p>以下の場合には退校処分とする。</p> <p>(1)講師の指示に従わず、授業を妨害した場合。</p> <p>(2)講師や受講生に対し、暴力行為やセクシャルハラスメント等があった場合。</p> <p>(3)教室内の設備や備品を故意に棄損した場合。</p> <p>(4)教室内にて物品購入の勧誘及び政治・宗教活動を行った場合。</p> <p>(5)その他、公序良俗に反する行為があった場合。</p>
-------------------	---

<p>※1 大阪府からのお知らせ</p>	<p>大阪府介護職員初任者研修事業実施要領第2の2(1)より抜粋</p> <p>【内容及び手続きの説明及び同意】</p> <p>事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。</p>
----------------------	---

<p>※2 研修事業者の指定担当</p>	<p>大阪府 福祉部 地域福祉推進室</p> <p>福祉人材・法人指導課 人材確保グループ</p> <p>電話：06-6944-9165</p>
----------------------	--